

郡山市指名停止措置の公表に関する事務取扱要領

平成18年 9 月29日制定
令和 7 年 3 月28日最終改正
〔財務部契約検査課〕

（目的）

第 1 この要領は、郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月28日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づいて指名停止措置を受けた者の公表に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（公表対象）

第 2 指名停止等措置要綱により指名停止措置を受けた者とする。

（公表項目）

第 3 公表する項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者名
- (3) 所在地
- (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第15項に規定する法人番号をいう。）
- (5) 指名停止措置年月日
- (6) 指名停止期間
- (7) 指名停止理由
- (8) 指名停止等措置要綱の適用条項

（公表時期）

第 4 公表の時期は、指名停止措置を決定した後速やかに公表するものとする。

（公表方法）

第 5 公表は、指名停止措置一覧表（別記様式）を郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

（公表期間）

第 6 公表期間は、指名停止期間満了までとする。

(補則)

第 7 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年11月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

指 名 停 止 措 置 一 覽 表

[illegible]